

ヘイトスピーチの根絶に関する決議

本市においては、特定の国籍や民族の人々を排斥するような差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが繰り返し行われ、その対象となる市民に多大な苦痛を与え、重大な人権侵害が生じるとともに、平穏な地域社会の基盤が揺るがされてきた。

ヘイトスピーチは到底許されるものではなく、本市議会は、平成27年3月にヘイトスピーチを根絶するための対策を求める意見書、翌年3月にはあらゆる差別の撤廃に向けたまちづくりの推進に関する決議を可決するとともに、同年5月には川崎市におけるヘイトスピーチへの断固たる措置を求める要望書を市長に提出するなど、ヘイトスピーチを絶対に許さない姿勢を明確に示し、市長とともにヘイトスピーチの根絶を推進してきた。

このような中、市長は、ヘイトスピーチを伴うデモの主催者からの公園利用の許可申請を不許可とし、さらに、公的施設においてヘイトスピーチが行われることを制度的に防止するため、公の施設の利用許可に関するガイドラインを策定し、本年3月末から施行する予定である。

このガイドラインは、もとより表現の自由等の人権の不当な制限とならないよう慎重に適用されるべきであるが、ヘイトスピーチの発生を未然に防ぐことができるものであり、市民の苦しみや混乱にも配慮しながら適正に運用されなければならない。

よって、本市議会は、誰もが安心して、共に幸せな市民生活を送ることができる多文化共生社会の実現に向けて、ガイドラインの運用が適正に行われ、ヘイトスピーチが根絶されることを強く望むものである。

平成30年3月16日

川崎市議会